

和解をする場合の注意点 〜安易にできない和解〜

弁護士法人佐々木総合法律事務所弁護士 佐々木 泉顕

Profile

佐々木 泉顕 (ささき もとあき) 氏

札幌市中央区大通西11丁目大通藤井ビル6階
弁護士法人佐々木総合法律事務所
TEL011-261-8455 FAX011-261-9188

・北海道町村会顧問
・社団法人札幌市医師会顧問
・北海道教育委員会顧問



一、和解とは？

「和解」とは、当事者が互いに権利の譲歩をして紛争を終了させる契約である。裁判上であると、裁判外であることを問わない。地方自治法第九十六条第一項第二号は、和解については議会の議決を要することとしているが、これは自治体に係る紛争には各種のものが予想され、場合によっては自治体に多大な財政負担をもたらすこととなりかねないと考えられるため、紛争解決の手段や内容を議会の議決事項とすることによって、議会のコントロール下に置くためである。

裁判上の和解の場合には、裁判所が和解調書を作成する（裁判所書記官の記名押印はあるが、当事者の署名捺印は全く不要である）。通常、裁判外で和解をする場合には、和解成立を証する書面を作成した上で、和解成立となるが、前述の法の趣旨からは、和解に当たって

作成する書面が「示談書」であろうが「覚書」であろうが、全く関係ない。要するに自治体からみて、相手方の権利を承認した結果（損害賠償請求権の存在の承認等）、何らかの義務が発生する場合や権利についての譲歩の有無（債権放棄等）が、和解に該当するか否かのポイントなのである。

二、和解に似て非なるもの

自治体が損害賠償訴訟を提起されたが、証人尋問等の審理を行った結果、原告側が訴えを取り下げる場合がある。

取り下げる例のほとんどが、実際に裁判をやってみて自分たちの主張が到底通りそうもないことが分かった場合であるから、黙って取り下げてくれれば良いのであるが、中には「一言で良いから、行政に対して忠告してから取り下げたい」などと、和解の形を取り、和解調書の中で

自治体が「今後は住民の安全確保のために努力する」等の条項を記載し、「原告は請求を全部放棄する」という条項を記載する場合がある。この場合、和解調書が作成され、一見自治体が譲歩したような条項は記載されるが、あくまでも抽象的な努力義務を認めたにすぎず、自治体が権利について譲歩したわけではなく、権利を放棄したのは原告のみであるので、和解には当たらない。

三、和解の増加

自治体が第三セクター等の会社に融資を行い、役員個人が自治体に対する会社の債務について連帯保証する場合があるが、長引く不況の影響で会社の経営がままならず、会社が破産、民事再生を申し立てる事案が増加している。会社が破産等で支払えなくなった場合のための連帯保証人であるから、このような場合に

四、参考となる裁判例

自治体としては連帯保証人に未払分を請求せざるを得ず、請求を怠ると住民訴訟の対象となってしまう。ただ、連帯保証人になっているのは自治体の地元住民であることが多く、さほど多くの財産があるわけでもないのに、未払分をすべて解消できるだけの資力があるとも限らない。そこで連帯保証人が未払分のうちある程度の支払いをして残債務については自治体が請求を放棄して和解するというパターンが増加している。従前であれば、かような場合、裁判外の和解ではなく、訴訟提起した上で裁判所からの和解勧告に従うという形で和解するか、民事調停を申し立てて調停委員会の提案に従って調停を成立させるという形をとれば、ほぼ問題なかったのであるが、最近では住民の監視の目がますます厳しくなってきたおり、裁判所からの和解勧告に基づき、かつ、議会の議決を得て和解を成立させても、それだけでは免罪符にならなくなってきたから十分な注意が必要である。住民の就労の場の確保や地域振興を目的とした第三セクターの設立や、設立に伴う自治体の公費投入については、議会や住民の中では賛成意見ばかりがあるとは限らず、経営に失敗した場合の連帯保証人の責任の取り方については、必ずしも同情論ばかりではないことに留意する必要がある。

筆者もこれまで自治体に対する債務の連帯保証人に対する回収を依頼されたことが多数あるが、回収そして和解についての基本姿勢は、前述のような議会や住民の意向によつて大きく左右されるのが現実である。かような事案における和解の適法性についての基準を示した裁判例があるので紹介したい（津地裁平成二三年七月八日判決 判例地方自治三三八号二八頁）。この裁判例は、第三セクターに対する自治体の融資についての連帯保証人に対して、自治体が六〇〇〇万円の支払を求める訴訟を提起しながら、裁判所の和解勧告に従って一〇〇〇万円で和解を成立させたことは違法な財産管理に当たるとして、住民が和解成立当時の首長個人に対して差額五〇〇〇万円を支払うように請求することを求めた事案である。裁判の中で、住民側は①財産調査の全般的な不足②連帯保証人所有不動産について換価可能な財産から除外した一こと等から、和解を成立させたことは裁量の範囲を逸脱したものであると主張した。しかし、裁判所は、地方公共団体が有する債権を回収する前提として相手方に対する財産の調査をどこまで行うか、どの範囲の財産を換価可能な財産として評価するかについては、調査にかかる費用や手間、時間の

程度、相手方の説明の合理性、実際に当該調査を行うことの可否、調査による成果見込みの程度、財産を換価する場合の費用や容易性、換価により得られる利益の程度等の諸般の事情を総合的に考慮して決定すべきものであるから、首長には広範な裁量権が認められ、その範囲を逸脱又は権限を濫用したと認められる特段の事情がない限り、和解成立を決定したことが違法であるとはいえないと判示して住民の請求を棄却した。津地裁の判断内容は実に正當なものであるが、興味深いのは、訴訟上の和解は、当該紛争の経緯や内容、両当事者や関係者の利害状況、紛争解決の経済性等の諸般の事情を総合考慮した上で、互譲により成立に至るべきものであつて、相手方の資力はその一事情にすぎないと判示していることである。要するに、相手方に資力があるからといっても、諸々の事情等によつては全額支払う内容の和解を成立させないことが必ずしも違法とまではいえないということなのである。

五、現実の回収の困難さについて

実際に債権回収をした者であれば回収できることであるが、財産がない者から回収することは不可能であるし、仮に財産があったとしても至難の業であるというのが現実である。財産換価で手っ

取り早いのは、連帯保証人の預金の差し押さえであるが、仮にA銀行に預金がある場合であっても、A銀行から借り入れをしていけば、A銀行は預金と貸付金を相殺してしまうから、結局預金を差し押さえても回収ができないという事態になってしまう。不動産については、不動産購入や建築の場合ほとんどの人が銀行から借り入れをして、不動産に銀行の抵当権が設定されているから、競売を申立てても配当はすべて銀行に渡ってしまうことになる。給料を差し押さえた場合には、連帯保証人も「もはやこれまで」と覚悟を決めて自己破産申立をしてしまうことが多い。

自治体が融資する場合には、抵当権等の物的担保や連帯保証人等を取つておくこと、その場合予め連帯保証人に財産開示をさせることや、即回収できるように公正証書を作成しておくなどの準備をしておくことは実に重要なことではあるが、実際の回収の場面では、必ずしも準備したことがすべて効果を発揮するとは限らない。回収に際しては、資産調査、換価手続きの費用対効果等を考えながら、住民や議会の理解を得られる方法を弁護士等と相談しながら、回収、和解手続きを進めていくことが肝要である。